

生駒市人権施策審議会（第1回）会議録概略版

日 時 平成29年11月16日（水） 午後2時00分～午後3時45分

場 所 コミュニティセンター会議室206

出席者

委員 丹羽委員、山崎委員、石川委員、石倉委員、芝下委員、中村委員、安田委員
（欠席委員）渋谷委員、山田委員

事務局 吉岡市民部長、中田人権施策課長、西川人権施策課長補佐

※会議公開（傍聴者 無し）

配布資料

式次第

資料1 人権施策実施プログラム【2017（平成29）年度分】（配布済）

資料2 「生駒市人権施策に関する基本計画」の見直しに伴うスケジュール（案）について

資料3 市による相談体制の整備について

資料4 生涯学習施設の利用制限について

資料5 県への要望について

審議事項

- 1 人権施策実施プログラムについて
- 2 その他

【会議の内容】

（事務局）＜開会、公開の了解＞＜議事録公開＞＜資料確認＞＜録音許可＞＜欠席者報告＞

（各委員）＜了解＞

（会長）＜会長挨拶＞

（事務局）会議については、「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」により会長が進行。

（会長）案件1「人権施策実施プログラムについて」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）＜案件1「人権施策実施プログラムについて」説明＞

（委員）認知症簡易判定スクリーニング機器はどこに置く予定か。

（事務局）各担当課の事業の詳細については確認していない。

（委員）食の自立支援事業の一人暮らしの高齢者への配食サービスで、利用人数は前年度と同じだが、食数はかなり増えているのはなぜか。

（事務局）1日当たりの食数が昼だけから昼と夜などになっていると思われる。

（委員）このプログラムに掲載されている各事業担当課と人権施策課は事業の実施について、何か調整しているか？

（事務局）基本計画に基づき人権に関わる事業を各担当課からの報告により掲載しており、各事業の詳細までは把握していない。

（委員）このプログラムに民間事業で知られるたわわ食堂が掲載されているが。

(事務局) このプログラムに掲載のたわわ食堂は、人権文化センター別館の主催事業として掲載している。

(委員) 人権文化センターのうきうきビューティ講座の狙いが理解しづらい。

(事務局) 主に高齢者を対象としたもので、認知症患者に化粧をすると効果があるなどの報告もある。

(委員) 神戸市長田区では児童館で放課後の中学生を受け入れているが、生駒市でも、夏休みの自習室以外で、中校生の居場所作りを目的とした事業を検討してほしい。

(委員) L G B Tの方に対応したトイレの整備やL G B Tに対する職員の意識づくりは。

(事務局) L G B Tの方に対応したトイレは多目的トイレの整備で対応している。本日も若手職員を対象にL G B Tの方への研修を実施しており、今後も管理職などに広げていきたい。人権教育講座山びこでもこれをテーマにした講座を予定している。

(委員) SNSの普及によるデートDVの低年齢化の対応は。

(事務局) 男女共同参画審議会での分野になる。

(会長) 案件2「その他」の「人権施策に関する基本計画の見直しについてのスケジュール」について、事務局から説明をお願いする。

(事務局) <「人権施策に関する基本計画の見直しについてのスケジュール」資料2を説明>

(各委員) <質疑無し>

(会長) 見直しのスケジュールで了解とする。

(会長) 案件2「その他」の「市による相談体制の整備について」について、事務局から説明をお願いする。

(事務局) <「市による相談体制の整備について」資料3を説明>

(会長) 要綱案の第5条第3項に「前2項の規定にかかわらず、市長は、緊急を要すると認める場合は」とあるが、第1項の1週間前の申込みだけでなく、第2項の相談申込受付簿に必要事項を記入する部分まで例外事項と読み取れるため、第1項のただし書きとすべき。

(委員) いつから施行する予定か。

(事務局) 可能ならできるだけ早く実施したい。

(委員) 実施細則ができれば、審議会で示してほしい。

(会長) 案件2「その他」の「本市生涯学習施設の利用制限について」、事務局から説明をお願いする。

(事務局) <「本市生涯学習施設の利用制限について」資料4を説明>

(委員) 複数の指定管理者が違う対応をする可能性があるのでは、川崎市のようなガイドライン的なものを作る必要性もあるのではないか。

(会長) リスク回避のため、指定管理者は市に判断を仰いでくるはず。

(会長) 事務局案で了解とする。

(会長) 案件2「その他」の「県への要望について」、事務局から説明をお願いする。

(事務局) <「県への要望について」資料5を説明>

(委員) 要望がどうなったかをフォローアップする義務がある。

(会長) 事務局の報告で了解とする。

(会長) 次回の会議では、市民意識調査の詳細を検討していく。終了の挨拶。